　　　　家内労働チェックリスト(令和　　年４月現在)

**この用紙は、委託状況届と一緒に**

**労働基準監督署へ提出してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所（委託者）名 |  |
| 記入担当者氏名 |  |

次の点検項目にしたがって点検を行ってください。項目ごとに、該当するものを○で囲み、空欄には記入してください。

1.家内労働手帳の交付について（伝票式、独自の様式（ノート等）も含みます）

家内労働手帳を　　　　　・**交付している　　　・交付していない**

　　交付している場合、

①委託する時(基本委託条件の通知) 記入している項目に○をつけて下さい。

**・家内労働者の氏名　　・委託者の氏名　 ・営業所の名称・所在地**

**・工賃の支払い方法その他の委託条件　・その他(　　　　　　　　　　　　　)**

②原材料の受け渡しのつど、記入している項目に○をつけて下さい。

**・委託業務の内容　　・工賃単価　　・工賃の支払期日　　・納品の期日  
・その他(　　　　　　　　　　　　)**

　　③物品の受け渡しのつど、記入している項目に○をつけて下さい。

**・受領年月日　　・工賃支払額　　・その他(　　　　　　　　　　)**

2.工賃の支払いについて

1. 毎月一定期日の工賃締切日を定め、その工賃締切日から１ヵ月以内に

工賃を

**・支払っている　・支払っていない　・その他(　　　　　　　　　　)**

②委託している業務は、滋賀県の最低工賃が

　　　・**定められている（委託業務の内、一部のみ定められている場合を含む）**

　(最低工賃額を 　**・知っている　・知らない**)

　　　・**定められていない**

**・定められているかどうか知らない**

**(裏頁にも記入してください。)**

**・その他（　　　　　　　　　　）**

3.帳簿について

家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した帳簿を

**・備え付けている　・備え付けていない　・その他(　　　　　　　　　　　　)**

　　　　　　　　　(最後に記入した日から3年間　**・保存している・していない**)

4.仕事による災害の防止について

　家内労働者に対して危険防止の措置を講じる必要がある機械器具（※１）や原材料（※２）を

**・貸与や提供している**

**機械設備名(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)**

**原材料名　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)**

**有機溶剤含有（ 有　無 ）、鉛化合物含有（ 有　無 ）**

**・貸与や提供していない**

**・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　）**

※１　危険防止措置を講じる必要のある機械設備の例

プレス・シャー、研磨盤・バフ盤、旋盤、・フライス盤・ボール盤、木工用丸のこ盤・手押しかんな盤・面取り盤、型付け機・型打ち機、織機・ニット編機・撚糸機・合糸機　等

※２　取扱いに注意が必要な原材料の例

有機溶剤含有物　接着剤・払拭剤・表面加工剤・絶縁用ワニス・塗料等有機溶剤を含むもの  
鉛化合物含有物　絵の具・釉薬（うわぐすり）・はんだ等鉛化合物を含むもの

※１、※２などを家内労働者に譲渡・提供する際には、委託者は安全装置、構造規格、防護措置を具備させるとともに、家内労働者に対して危険、有害性の周知を図るため「危険防止のための書面」を交付する義務等が法令で定められています。



家内労働法の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

検索

**家内労働について**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/hourei/index.html>

記入に際し、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

滋賀労働局労働基準部賃金室　077-522-6654　大津労働基準監督署　　077-522-6616

彦根労働基準監督署　0749-22-0654　東近江労働基準監督署　0748-22-0394